

決 定 書

申 立 人 横浜市南区井土ヶ谷中町４４－３ワイドリバー井土ヶ谷３１４号
全国一般労働組合全国協議会神奈川
執行委員長 A
同 横浜市南区井土ヶ谷中町４４－３ワイドリバー井土ヶ谷３１４号
全国一般神奈川郡司支部
執行委員長 B
被申立人 東京都中央区月島四丁目８番１０号月島福寿マンション９０５号
株式会社郡司
代表取締役 C

上記当事者間の神労委平成１８年（不）第１号不当労働行為救済申立事件について、当委員会は、平成１９年５月２５日第１３８９回公益委員会議において会長公益委員小西國友、公益委員関一郎、同藤井稔、同高荒敏明、同盛誠吾、同神尾真知子及び同水地啓子が出席し、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

１ 本件の経過

(1) 申立人全国一般労働組合全国協議会神奈川及び同全国一般神奈川郡司支部は、被申立人株式会社郡司（以下「会社」という。）が、冬季一時金に係る団体交渉を遅延させたこと、そのために申立人らが一時金の支払総原資、経営内容等を明らかにする資料の提出を求めたのに対し、中身が薄く経営内容を把握することができない資料や実態と異なる資料を提示するなどして不誠実な団体交渉を行ったことは労働組合法第７条第２号及び第３号に、冬季一時金について暫定支給を了承しておきながら、他の従業員には支給する一方、申立人組合員についてのみ「妥結しないと支払わない」と言って支給することを拒否したことは、組合差別・組合の弱体化を狙ったもので同条第１号及び第３号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成１７年冬季一時金の暫定支給、冬季一時金の上積み分に関する誠実団交実施、団体交渉における確認事項の誠実な履行及び陳謝文の掲示を求めて、平成１８年１月

26日、当委員会に救済を申し立てた。

申立後、冬季一時金の一部支給があったことなどから、申立人らは請求する救済内容を次のように変更した。

ア 被申立人は、申立人らとの間で、平成17年冬季一時金支給額のうち、平成18年2月10日に組合員が一部受け取った額に加える上積み額につき、必要な資料を開示し説明を行うなど、誠実に団体交渉を行わなければならない。また、団体交渉を一方的に拒否してはならない。

イ 被申立人は、団体交渉での確認事項を誠実に履行しなければならない。

ウ 被申立人は、陳謝文を営業所に掲示しなければならない。

これを受けて、当委員会は本事件について審査を行い、平成19年2月28日に結審した。

- (2) 東京地方裁判所は、平成18年12月27日に会社の破産手続の開始を決定した。
- (3) 東京地方裁判所は、平成19年4月12日に会社の破産手続の廃止を決定し、同年5月1日付け官報で公告した。

2 申立て却下事由の存否

会社については、上記1の(2)・(3)のとおり、平成19年4月12日に破産手続の廃止が決定され、同決定が同年5月16日に確定したことにより、法人格が消滅した。

このことからすると、本件申立てにおける請求する救済内容については、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかな事態に至ったものと認められる。

よって、労働委員会規則第33条第1項第6号を適用し、主文のとおり決定する。

平成19年5月28日

神奈川県労働委員会

会長 小西 國友 ,